

整理番号	13-9	事務事業名	国民年金事務		作成部署	市民環境部市民課	電話	内線709
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	滝本 明	課長職名	川幡博行	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S36.4	根拠法令等	国民年金法・同法施行令・同法施行規則・国民年金市町村事務処理基準・特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律・同法施行令・同法施行規則・特別障害給付金市町村事務処理基準					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	昭和34年4月に施行された国民年金法により市町村の機関委任事務とされてきた各種届出の受理等の国民年金事務が地方分権一括法の公布により平成12年4月より法定受託事務に変更となった。これは、市町村事務の負担軽減・簡素効率化及び被保険者等の利便性の向上という観点から見直されたものである。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第 1 章)
	節	地域・福祉	(第 2 節)
	施策	生活援護の充実	(第 4 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	国民年金第1号被保険者及び被保険者であった者・老齢福祉年金受給者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	被保険者の各種手続の利便性を向上させることを目的とする。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	国民年金第1号被保険者に該当した場合、又は該当しなくなった場合にそれぞれの届出を市が受付し、資格を国民年金システムに入力管理後、届出書を社会保険事務所に進達する 受給資格期間等に係る相談業務 国民年金制度の市民啓発(広報への記事掲載・社会保険事務所が行う年金相談会場の設営等) 保険料の免除申請・学生納付特例申請の受付事務及び進達事務 20歳の適用勧奨による届出書受理と進達事務 国民年金被保険者及び被保険者であった者に係る各種裁定請求書の受付、書類審査及び進達事務 老齢福祉年金受給者に係る年金証書の回収及び社会保険事務局への進達事務
		17年度	上記 ~ の事務事業の外 若年者の保険料の納付猶予申請の受付事務及び社会保険事務所への進達事務 特別障害給付金裁定請求書の受付、書類の審査及び社会保険事務所への進達事務

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】 (単位:千円)

	区 分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	2,455	2,437	3,405	2,427
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	合計	2,455	2,437	3,405	2,427
人件費(概算)	人数(年間)	3.23	2.23	2.23	2.23
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	29,070	20,070	20,070	20,070
総事業費 +		31,525	22,507	23,475	22,497

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	資格関係届の受理・進達件数	2,891	3,709	-	-
	免除申請等受理・進達件数	申免1604+学生1110	申免1791+学生1095	-	-
	裁定請求書受理・進達件数	54	50	-	-
	老齢福祉年金受給者数	28	16	-	-
	市民啓発(広報掲載回数)	4	8	8	8
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	(代替指標)				
	免除申請等受理・進達件数	申免1604+学生1110	申免1791+学生1095	-	-
	裁定請求書受理・進達件数	54	50	-	-
	老齢福祉年金受給者数	28	16	-	-
効率指標 (主要活動単当たりコスト)	指標の設定は困難				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 少子高齢化の進行、労働力人口の減少等、年金制度を取り巻く情勢は非常に厳しい状況に置かれている。政府は給付と負担の均衡を図るため制度の改正法案を提出し平成16年に法案が可決された。今後は、公的年金一元化の方向性もあり動向を見ていく必要がある。また、経済状況が悪化している中、保険料納付が著しく困難な被保険者が多いことから社会情勢の変化にも対応できる制度の運用が図られるよう国に問いかけることも必要である。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありますか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	国民年金事業の事務の一部は国民年金法第3条及び政令で市町村が実施する事務として明確に定められている。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市町村の法定受託事務であり、他市町村との事務内容に大きな差異はないが、事務処理等では、他の自治体の処理方法等を参考にしている場合もある。	現状改善の余地は特に見出すことはできないが、常にコスト意識を持ちつつ効果的な事務の執行に努めている。
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市町村の法定受託事務であり、他市町村との事務内容に大きな差異はないが、事務効率化を図ることも必要であり、情報交換等の連携は必要の都度行っている。	資格届出を受理した際に免除制度等の説明を極力行い将来の受給権の確保に努めるようにしている。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	届出した被保険者は資格が適正に管理されるが、未提出の場合は年金未加入の状態になり将来の年金受給に影響を及ぼすことが懸念される。	制度の啓発も更に実施していく必要があり広報への記事掲載・年金相談会等を実施するほか、各種の広報媒体を活用し周知を図る必要がある。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	免除申請の受付から社会保険事務所へ進達までの事務効率化を図るため電算システムの導入を行っており、審査・通知後の事務の簡略化と事務量の減少を図ることに努力している。	今後も制度の改正や創設に伴い、対応可能なシステムの修正等を適宜行っていく必要がある。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	資格関係届の受付にあたっては、正確な資格記録整理が必要となるが現状は電話照会による確認のため効率・正確さを考えると不十分といえる。今回の国民年金一部改正法により免除制度の見直しが盛込まれ若年者の納付猶予制度の創設(平成17年4月施行)と多段階免除の導入(平成18年7月施行)が実施される。各種裁定請求は、国から情報提供を受け進めるがその範囲が極めて少なく不完全であり、電話照会確認では効率が悪い。国に対しては、これら改善を求めているものの改善されていない。いずれにしても、市町村の法定受託事務として定められている以上、当面は現状のまま事務を行っていく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり